様式第3号(第4条第1項関係)

公文書部分開示決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

(実施機関)　　　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けの開示請求について、相馬地方広域水道企業団情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 公文書の件名 |  | | | |
| 開示しない部分及び開示しない理由 |  | | | |
| 開示を実施する日時及び場所 | 日時 | 年　　月　　日(　　) | 午前午後 | 時　分 |
| 場所 |  | | |
| 開示の実施の方法 |  | | | |
| 担当課 | 電話番号(　　　)　　　　－ | | | |
| 備考 |  | | | |

教示　この決定に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、企業長に審査請求をすることができます。

注　1　指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。

2　公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。